

特別徴収

保険料額決定通知書と、10月以降の年金支給月ごとの徴収額を記した納入通知書を送付します。徴収月は偶数月の年6回です。

○算定方法

10・12・2月の年金からの合計徴収額	=	本年度保険料(平成22年中の所得を基礎とする本算定額)	-	4・6・8月の年金からの徴収額(平成21年中の所得を基礎とする仮徴収額)
---------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------------------

普通徴収

保険料額決定通知書と、納期ごとの徴収額を記した納入通知書を送付します。納期は7月から翌年3月の末日(12月は26日)です。

納入通知書に納付書が付いている場合は、お近くの金融機関でお支払いください。口座振替の手続きをした場合は、申請の翌月からの引き落としとなります。申請月の分は窓口で納付してください。

年度途中で普通徴収から特別徴収へ切り替わる場合があります。(7～9月は普通徴収、10月以降は特別徴収)

対象 昨年6月～今年5月に、津市で新たに後期高齢者医療制度の保険に加入した人など

■保険料の納付方法の変更

保険料の納付方法を、特別徴収から普通徴収(口座振替に限る)に変更することができます。希望する人は、医療助成室または各総合支所市民福祉課(市民課)へ申請してください。10月分から変更する人は、7月29日(金)までに申請が必要です。それ以降は、申請の時期により、変更時期が異なります。

必要なもの

医療助成室、各総合支所市民福祉課(市民課)にある納付方法変更申出書、印鑑、後期高齢者医療被保険者証、津市市税等口座振替依頼書依頼者保管用の写し(事前に金融機関で後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きが必要)

所得税と市民税・県民税の社会保険料控除

普通徴収(口座振替)に変更した場合、社会保険料控除は口座振替で保険料を支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。

■保険料の減免、徴収猶予

災害に遭った場合や生活困窮などにより保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度の場合)は、申請により保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、医療助成室または保険年金課(☎229-3161)、各総合支所市民福祉課(市民課)にお問い合わせください。

◎8月から使用する保険証

7月下旬に、三重県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証(桃色)を簡易書留で送付します。現在お使いの若草色の保険証は8月1日以降に破棄または市役所の窓口へ返却してください。

◎後期高齢者医療健康診査について

三重県後期高齢者医療広域連合から受診券を送付しますので、11月までに受診してください。なお、5～8月に被保険者になる人には、8月以降に送付します。詳しくは、広報津6月16日号の同時配布物「平成23年度津市がん検診と健康診査のお知らせ」または受診券に同封の案内をご確認ください。

自己負担額 住民税課税世帯の人500円、住民税非課税世帯の人200円



問い合わせ

医療助成室 ☎229-3285

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎221-6883